

町・県民税と所得税の申告

受け付けは2月2日から

町では、国民健康保険税を兼ねた令和6年度町・県民税と令和5年分所得税の申告受け付けを左表の日程で行います。

対象地区は、住民登録をしている地区となりますので、該当する日程で申告してください。

該当する日程で申告できない場合は別の日でも申告できます。会場での受け付け期間中は、町税務課窓口での申告は受け付けませんのでご注意ください。

※税務署やスマートフォンなどで申告する人は、会場での申告は不要です。

告は不要です。

■会場 町中央公民館小ホール

■受付時間

▼午前8時半～11時半

▼午後1時～3時

■申告が必要な人

原則として、令和6年1月1日現在で山田町に住所がある全ての人が申告しなければなりません。令和5年中に収入がなかった人も、収入がなかった旨の申告が必要です。

■申告が必要ない人

▼昨年の所得が給与だけで、

勤務先で年末調整をした人

▼昨年の収入が年金だけで、65歳未満で年金収入が98万円以下か、65歳以上で年金収入が148万円以下の人

▼平成17年4月2日以降に生まれた人で、昨年中に収入がなかった人

■25日は給与や雑所得、一時所得などの人が対象

2月25日(日)は、対象地区にかかわらず、給与所得や雑所得、総合課税の配当所得、一時所得の人を対象に申告を受け付けます。

このほかの収入がある人の申告は受け付けできませんので、ご注意ください。

■受付時間

▼午前9時～11時半

税務署からのお知らせ

▼午後1時～3時

◆問い合わせ 町税務課町民税係 (☎82-3111 内線111、112) へどうぞ。

◎自宅から確定申告が可能です

確定申告は、スマートフォンなどを活用することで、自宅から手続きが可能です。申告書作成方法は、下記QRコードから国税庁ホームページをご確認ください。



QRコード

◎申告書作成会場を設置します
宮古税務署では、2月16日から申告書作成会場を設置します。入場には「入場整理券」が必要です。当日会場で配付しますが、事前にスマートフォン専用のLINEアプリを通じて受け取ることもできます。

▽会場 宮古合同庁舎4階会議室(宮古市小山田)

▽期間 2月16日(金)～3月15日(金)

※土・日曜日、祝日を除く

▽時間 午前9時～午後5時

▽持ち物 ▼申告する人のスマートフォン ▼マイナンバーカードとその暗証番号 ▼その他確定申告に必要な書類

◆問い合わせ 宮古税務署 (☎62-11921) へどうぞ。

◇申告受け付け日程

期 日	対 象 地 区
2月2日(金)	森・上・森が丘
5日(月)	船越15区～17区
6日(火)	袴田・大沢川向・新開地
7日(水)	山谷・上条・中条
8日(木)	船越9区～14区
9日(金)	下条・浜川目
13日(火)	細浦・跡浜
14日(水)	勝山・八千代
15日(木)	船越1区～8区
16日(金)	白山・石峠
19日(月)	田の浜11区～17区
20日(火)	柳沢・沢田
21日(水)	田名部・新田・上豊間根
22日(木)	田の浜1～10区・船越18～21区
25日(日)	給与や雑所得、総合課税の配当所得、一時所得のみの人
26日(月)	大浦
27日(火)	北浜町
28日(水)	関谷・関口・内野
29日(木)	礼堂・中野・猿神・馬指野・白石・田子の木・落合・外山
3月1日(金)	曾根・内構・島田・長内・羽々の下・上下野・下下野・福土・馬鞍・船石・那智畑・繫
4日(月)	長崎一丁目・二丁目
5日(火)	長崎三丁目・四丁目
6日(水)	飯岡第2～10地割
7日(木)	境田町・飯岡第1地割
8日(金)	川向町
12日(火)	中央町
13日(水)	後染町・飯岡第13地割
14日(木)	八幡町
15日(金)	14日までに申告できなかった人